

令和2年12月18日

第6回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和2年12月18日(金) 午後1時30分
2. 会 場 市民会館 第2ホール
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 吾妻 良博 5番 加藤 良子 6番 中村 謙一
7番 野崎 俊幸 8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵 14番 渡邊 正芳 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 (18番:欠番)
19番 安田 善喜 20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕
22番 阿部 哲也 23番 宍戸 薫 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 なし
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 吾妻 香菜
農地係 長 猪本 由美子 主 査 五十嵐 紀子

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の欠席委員の届出はございませんでした。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、欠員1名、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第6回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

6番：中村謙一委員、19番：安田善喜委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(77件)】

合計77件、令和2年12月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、賃借権4件、使用貸借権設定2件、計15件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番(発言を求める。)

議長 2番(発言を許可する。)

2番 整理番号1番について、譲渡人が高齢で耕作ができないため、甥である譲受人に貸借権の設定をしたいとの申請です。譲受人の住居から当該農地まで車で10分程のため、通いの農業でも十分耕作できると思われれます。区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号2番、整理番号2番及び4番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	4番（発言を許可する。）
4番	整理番号2番について、譲渡人の息子が年に数回草刈りをしている状況で、譲受人は果樹を中心とした農家であり、ももの規模拡大を予定しております。整理番号3番について、譲渡人である父から、譲受人である息子への贈与及び使用貸借件の設定の申請です。譲受人は勤めながら農業をしておりますが、今回親と同居し本格的に農業を始めたいとのことで所有権移転等するものです。整理番号4番について、譲受人は米と果樹を栽培している農家であり、譲渡人から畑を買ってほしいと話があり、自宅付近で耕作利便でもあるため購入するものです。いずれも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号5番から3ページ7番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	整理番号5番と6番について、譲渡人と譲受人のそれぞれの畑を交換し、耕作の利便を図るためのものです。整理番号7番についても、自作地への進入路を確保するためのものであり、いずれも区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号8番について、譲渡人からの依頼で以前から譲受人が耕作していたところであり、譲渡人は耕作できないということで、今回贈与により所有権移転するものです。整理番号9番について、譲受人の自作地続きで耕作利便とのことで所有権移転するもので、いずれも区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号10番から4ページ15番の6件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号10番から15番の内容については記載のとおりであります。整理番号10番と11番は、飯舘村から避難している譲受人が農地を求めるため、整理番号12番から14番は、定年が近い譲受人が経営規模拡大を図るため、整理番号15番は、経営移譲年金の再設定のためとなっており、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から15番までの15件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、申請者より農地所有権移転の方法を変更したいとの事由による取消願出で、市処分案件です。

区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番について、10月に許可決定をいただいた案件でありましたが、農業経営基盤強化促進事業による申請に切り替えたいとのことでの取消でありますので、区域協議会ではやむを得ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろ

しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号1番の内容については記載のとおりであります。進入路拡張のための転用であり、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転3件、賃借権設定1件、使用賃借権設定2件の計6件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号1番について、譲受人は譲渡人の妹の息子であり、譲受人が家を建てたいとのことで、畑を宅地化する申請であります。周辺も宅地化されているため、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号2番について、先に分家住宅ということで承認を受けた案件でしたが、道路後退敷地が抜けていたということで追加の申請です。周辺農地へも影響なく、問題なしと判断しました。整理番号3番について、携帯電話のアンテナ工事に伴う一時転用であり、来年1月30日までの予定で賃借設定するもので、農地への復元についても問題なしと区域協議会では判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号4番の内容については記載のとおりであります。分家住宅のための転用申請であり、周辺農地へも影響ないため、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号5番及び6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号5番について、譲渡人が空欄となっておりますが、譲受人とは売買契約して仮登記まで済んでいたもので、申請者となるべき方が行方不明となってしまうため、5条申請ができずにいたものです。裁判の判決により5条申請が可能となったため、今回の申請となっております。該当農地については第3種農地であり、周りは住宅街となっておりますので、周辺営農には支障がないため区域協議会では許可相当と判断しました。整理番号6番について、畑を挟んで隣同士の譲渡人と譲受人ですが、譲受人の先代の住宅を建てた際、門柱の部分が譲渡人敷地へはみ出していたため、現況に合わせるための所有権移転の申請であります。30年程前からこのような状態ですので、周辺営農への支障もなく区域協議会では許可相当と判断しました。なお、判断根拠は5条調査書のとおりであります。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から6番の6件、原案のとおり決定いたします。
農地係長	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。 9ページをご覧ください。議案書議案第5号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農

	地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号1番について、去る11月10日に農業委員及び推進委員が現地を確認しております。もともと桑畑で利用していたようですが、斜面で条件が悪いことから、30年前から耕作されておらず、現状では農地として復旧は不可能と判断しました。非農地として許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号2番の内容については記載のとおりであります。9月11日に農業委員2名、推進委員2名、事務局職員2名の計6名で現地を確認した結果、30年前から耕作されておらず、山林化していることを確認しました。非農地として許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号、現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり証明することに決定いたします。
農地係長	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。 10ページをご覧ください。議案第6号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。 福島県農業振興公社への貸付分が10件、34,823 m ² 、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。また、福島県農業振興公社への貸付分の設定を受ける者が新規就農者の場合、詳細については「調査書」をご参考ください。
	議案書11ページ、区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番	議長 2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	整理番号1番から3番について、振興公社の紹介で新規就農したいということでの申請であります。借りる方は間もなく19歳になる若者で、今年北海道の高校を卒業し、地域住民の口添えで空き家も借りることができ、4月より当地区へ定住し、農業開始を目指して頑張っているところです。昨年8月に相談を受け、夏休み期間を利用して卒業前から各種行事にも積極的に参加し、地域住民からも好感を持たれております。農機具等については、NPO法人からの中古農機なり貸付なりで万全を期したいとのことです。作付け品目については野菜となっておりますが、主にイモを栽培し販売したいということです。当地区4人目の農業定住者であるため、地域住民も期待しており、後押ししていきたいと協力的です。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号4番及び5番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長 4番（発言を求める。）
議長	4番（発言を許可する。）
4番	整理番号4番について、借りる方は認定農業者であり、ももの栽培拡大をしたいとのことです。整理番号5番について、借りる方は田を8町歩、畑も5反歩ほど持っている方で、大規模な専業農家です。利用権を設定する方は80歳くらいの高齢で、昨年体調を崩したということで耕作を依頼したようです。該当農地は基盤整備された約1町歩の区画の一部となっておりますので、特に問題はないと思います。区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号6番及び7番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長 10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号6番について、利用権を設定する方が高齢とのことで、水田を借りることになったようですが、ついでに畑もお願いしたいと頼まれたようで、借りる方は間違いなく耕作出来る状況です。整理番号7番について、借りる方は現在10町歩以上の水田を作付けしており、将来的には12町歩以上を目指している方ですので、区域協議会ではいずれも問題なしと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号8番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	整理番号8番について、新規就農で数年前より2～3件の農家からアドバイスを受けながら農業を始めました。利用権を設定する方は今回相続により農地を引き継ぎましたが、元々耕作していた方も高齢で出来なくなったため貸し替えて、借りる方は規模拡大をしていくということです。また、借りる方は当該地区に移住を希望しており、来月あたりには倉庫付きの土地を借りられそうな明るい情報もあるようですので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	「新規就農」と説明あったかと思いますが、面積はどれだけ所有しているんですか。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	14番が「新規就農」と説明はしましたが、今回が「新規」なのではなく、以前にも農地を借りるに至っておりますので、新規就農者としての資格は満たしておりますのでご理解いただければと思います。
1番	前回までどのくらいの面積を取得していたのかを知りたいんですが。
議長	事務局わかりますか。
事務局	今年になって中間管理を利用して今回で3回目の申請となっておりますが、1回目に4,000㎡を少し超える程度を新規就農として取得しており、2回目に100～200㎡程度を取得しておりますので、すでに4,000㎡を超えております。今回が1,300㎡を超えておりますので、合わせて5,500㎡を超える程度取得しております。
1番	わかりました。
議長	その他ございませんか。 〔その他、発言なし。〕
議長	では、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号9番及び10番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号9番10番についてですが、いずれも利用権を設定する方は高齢等のため耕作できない農地であります。整理番号9番については借りる方の住所が松川となっておりますが、当該地区に事業所があり、そこを拠点として田を中心に営農しております。営農実績もありますので問題ないと思います。整理番号10番については認定農業者であり、近隣の農地で

耕作利便とのことですので問題ないと思います。いずれも区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願ひします。

農地係長 報告につきましては、議案書13ページ報告第1号から23ページ報告第6号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

事務局 〔(仮称)松川水原太陽光発電事業計画地の現地視察に伴う事業者からの回答について説明〕

事務局 〔剪定枝の処分について説明〕

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願ひいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第6回総会を終了いたします。

(午後2時35分)

令和2年12月18日

これは、福島市農業委員会第6回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人6番 _____

議事録署名人19番 _____